|  |
| --- |
| 審査基準　●包括議決15開発審査会の議を経て許可した計画の変更の取扱いについて　　開発審査会の議を経て許可したものについて、次に掲げる変更に係るものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱えるものとし、これに基づき知事が都市計画法（以下「法」という。）第35条の２の許可をした場合は、開発審査会に報告するものとする。　　１　工区の変更　２　開発行為に関する設計のうち、法第33条及び提案基準の技術基準に係る変更　３　工事施行者の変更　４　資金計画の変更（附則）この基準は、平成29年4月1日から施行する。 |